

地方自治法第199条第4項の規定により、令和元年度定期監査を実施したので、同条第9項の規定により公表する。

令和元年12月24日

福岡地区水道企業団

監査委員 大 森 一 馬

監査委員 鞭 馬 直 澄

令和元年度定期監査結果報告書

第1 監査の対象

1 事務監査

○ 対象期間

- | | |
|---------------|--------------------------|
| (1) 総務課 | 平成30年9月1日から令和元年9月6日まで |
| (2) 財務課 | 平成30年9月1日から令和元年9月13日まで |
| (3) 計画調整課 | 平成30年9月1日から令和元年9月20日まで |
| (4) 施設課 | 平成30年9月1日から令和元年9月27日まで |
| (5) 牛頸浄水場 | 平成30年10月1日から令和元年10月4日まで |
| (6) 水質センター | 平成30年10月1日から令和元年10月11日まで |
| (7) 海水淡水化センター | 平成30年10月1日から令和元年10月18日まで |

○ 監査対象 福岡地区水道企業団の財務に関する事務の執行及び業務の運営

2 工事等監査

- 対象期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 監査対象 福岡地区水道企業団の工事等（修繕費、請負工事費及び委託料）

第2 監査の方法

監査は、前記の監査の対象が、適正かつ効率的に行われているかを主眼として、諸帳簿等関係書類を検査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

第3 監査の期日

- 1 事務監査 令和元年9月5日から同年11月8日まで
- 2 工事等監査 令和元年7月31日から同年11月15日まで

第4 監査の結果

1 事務監査

(1) 総務課

30年度「アルミ缶ボトル水製造業務委託」について、監督及び検査職務の兼職は禁止されているが、監督員と検査員を同じ職員が兼任していた。また、監督員を置いたときはその氏名を受注者に通知することとなっているが通知していなかった。適正な事務処理をされたい。

(2) 財務課

特に指摘する事項はなかった。

(3) 計画調整課

特に指摘する事項はなかった。

(4) 施設課

特に指摘する事項はなかった。

(5) 牛頸浄水場

時間外勤務手当について、時間外勤務命令簿において所属長による事前命令が行われていないもの又は事後に勤務状況を確認していないものがあり、所属長の確認なしに時間外勤務手当を支出しているものが見受けられた。適正な事務処理をされたい。

(6) 水質センター

特に指摘する事項はなかった。

(7) 海水淡水化センター

特に指摘する事項はなかった。

2 工事等監査

(1) 総務課

特に指摘する事項はなかった。

(2) 財務課

特に指摘する事項はなかった。

(3) 計画調整課

特に指摘する事項はなかった。

- (4) 施設課
特に指摘する事項はなかった。
- (5) 牛頸浄水場
特に指摘する事項はなかった。
- (6) 水質センター
特に指摘する事項はなかった。
- (7) 海水淡水化センター
特に指摘する事項はなかった。

むすび

監査の結果は、おおむね良好と認められたが、前述のとおり注意、改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処置を講じられたい。